

令和3年度 体罰等実態把握調査について

1 調査の内容・方法

(1) 調査の趣旨

体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握する。

(2) 調査対象

区市町村立及び都立学校全 2,152校の校長、教職員、児童・生徒全てを対象に調査を行った。

(3) 調査内容

令和3年度に発生した体罰、不適切な指導、暴言等及び行き過ぎた指導(以下「体罰等」という。)又はその疑いのある事案について調査を行った。

(4) 調査方法

教職員・・・校長による聞き取り調査 児童・生徒・・・質問紙調査及び聞き取り調査

(5) 調査対象期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

2 報告数

(1) 学校別報告数

校種別の内訳	小学校		中学校		小計		高等 学校	特別支 援学校	都 合計
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
学校設置数	1,275	20	622	10	1,897	30	192	63	2,152
本調査へ報告のあった学校数	86	2	64	1	150	3	46	5	201
本調査への報告数(単位:件)	124	2	117	1	241	3	73	12	326

義務教育学校については、前期・後期課程をそれぞれ小学校・中学校に区分している。

(2) 申告者別報告数 (単位:件)

校種別の内訳	小学校		中学校		小計		高等 学校	特別支 援学校	都 合計
	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区			
教員本人	52	2	24	0	76	2	18	5	99
他の教員	29	0	17	0	46	0	11	11	68
児童・生徒本人	56	2	74	1	130	3	40	0	170
他の児童・生徒	26	2	45	0	71	2	25	0	96
保護者	40	0	18	1	58	1	13	5	76
地域住民	0	0	1	0	1	0	0	0	1
合計	203	6	179	2	382	8	107	21	510

(注)一つの事案につき複数の報告があるため、(1)の報告数の合計とは一致しない。

3 報告の内容

【体罰の有無】

(※校数は延べ数)

分類	人数	小学校				中学校				高 等 令 和 3 年 度	特 令 和 3 年 度	都 令 和 3 年 度 合 計	
		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度					
		東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区	東京都	文京区				
①体罰	人数	3	0	3	0	4	0	4	0	0	0	7	
	校数	3	0	3	0	4	0	4	0	0	0	7	
②不適切な行為	ア 不適切な指導	人数	35	1	26	1	21	0	20	0	12	3	61
		校数	33	1	26	1	20	0	19	0	12	3	60
	イ 行き過ぎた指導	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		校数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ 暴言等	人数	28	0	20	0	37	1	36	0	13	1	70
		校数	27	0	19	0	33	1	26	0	13	1	59
③指導の範囲内	人数	37	1	31	1	20	0	16	0	26	1	74	
	校数	32	1	27	1	16	0	16	0	22	1	66	
合計	人数	103	2	80	2	82	1	76	0	51	5	212	
	校数	95	2	75	2	73	1	65	0	47	5	192	

4 体罰の根絶を図るための文京区教育委員会の取組

(1) 学校への指導

- ・合同校園長会及び小・中学校校長会での指導の徹底
- ・全校・園の管理職対象のヒアリング時に体罰根絶に向けた状況を把握し、指導の徹底について助言
- ・指導主事による積極的な学校訪問

(2) 教職員研修の充実

- ・7月を体罰防止月間として、全小・中学校において服務事故防止研修を実施
- ・中堅教員研修、若手教員育成研修における「服務に関する研修」の充実
- ・アンガーマネジメント研修の実施

(3) 東京都教育委員会の啓発資料の活用

小学校 1～3年生用

- 1 (1) あなたは、学校で先生がっこう せんせいにつづけてほしいことがありますか。どちらかに○をつけましょう。
ある ・ ない
- (2) (1) で「ある」に○をした人ひと きに聞きます。それは、どんなことですか。
- 2 (1) あなたは、学校で先生がっこう せんせいにやめてほしいこと、やめてほしかったことがありますか。どちらかに○をつけましょう。
ある ・ ない
- (2) (1) で「ある」に○をした人ひと きに聞きます。それは、どんなことですか。

小学校 4～6年生用

- 1 あなたは、学校で先生がっこう せんせいやそのほかの人ひとから、注意ちゅういをされたときに、たたかれる、けられるなどの痛いいたことをされたことがありますか。どちらかに○をつけましょう。
ある ・ ない
- 2 あなたは、学校で先生がっこう せんせいやそのほかの人ひとから、注意ちゅういをされたときに、くり返し傷かえ きずつく言葉ことばを言われる、机つくえをけられるなどのこわいことをされたことがありますか。どちらかに○をつけましょう。
ある ・ ない
- 3 あなたは、学校で友だちともが、先生せんせいやそのほかの人ひとから、注意ちゅういされたときに、たたかかれている、けられている、くり返し傷かえ きずつく言葉ことばを言われている、こわいことをされているところなどを見たことがありますか。どちらかに○をつけましょう。
ある ・ ない

生 徒 用

- 1 あなたは、今年度、先生・部活動の指導者・卒業生・上級生から、指導の際、たたかれる、蹴られる、突き飛ばされるなどの肉体的に苦痛を感じるようなことをされたことがありましたか。
有 ・ 無
- 2 あなたは、今年度、先生・部活動の指導者・卒業生・上級生から、指導の際、くり返し傷つく言葉ことばを言われる、机つくえを蹴られるなどの精神的に苦痛を感じるようなことをされたことがありましたか。
有 ・ 無
- 3 今年度、あなた以外の生徒が、指導の際、先生・部活動の指導者・卒業生・上級生から、肉体的に苦痛を感じるようなことをされたり、精神的に苦痛を感じるようなことをされたりしているところを見たことがありましたか。
有 ・ 無

体罰分類基準

分類		基準
①体罰		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
②不適切な行為	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内		注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】居眠りしている生徒を気付く程度に肩をたたいて目を覚まさせる、肩に触れて教室外に連れて行く、注意を聞かない児童・生徒の身体を押さえて、着席させる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

■出典 体罰根絶に向けた総合的な対策 (平成26年9月12日 東京都教育委員会)
 ※参照 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 (文部科学省)